

令和2年5月18日

一般社団法人日本若者協議会  
ジェンダー政策委員会

## 休校期間中における中高生妊娠相談増加と性暴力に関する申し入れ

「こうのとりのゆりかご」を運営している熊本県熊本市西区慈恵病院が実施した、5月11日の記者会見にて、4月の中高生による妊娠相談件数が増加したとの発表があった。慈恵病院における中高生の妊娠相談件数が昨年は、515件中58件（約11%）であったのに比べ今年度の中高生による妊娠相談件数が592件中75件（約13%）と約2%上昇していることが理解できる。昨年度に比べ今年度の妊娠相談件数が増加した要因として、コロナウイルスによる長期休校中に学校側が性教育についての取り組みを活発に行っていないことがあげられる。また性教育などを行うNPO法人ピルコンが2016年7月から12月に調査を行った「高校生の性知識・性意識・性の悩みに関する調査」では、高校生の性知識の正答率は平均は3割であり、学校における性教育が効果的に行われているとは言い難い。正しく性知識を理解している高校生が3割程度であるとの結果から、中学生が性知識を理解している割合は限りなく低いだろう。

近年、教育指導者による性犯罪も発生しているため、これに対する対策も必要不可欠だと考えている。未成年が教育現場等で性被害を受けることは見過ごせぬ出来事であり、被害者自身も心身的苦痛を受けることになってしまう。教育現場における性被害は行政の迅速且つ丁寧な対応をとることにより、教育現場における性犯罪を格段と減らせるのではないかと考えている。

そこで、ぜひ中高生の妊娠相談件数の低下や教育現場における性犯罪を防ぐために、以下の点について、取り組みをお願いしたい。

記

### 1. コロナウイルス感染拡大防止による休校期間中での性教育への対応

学校の授業のオンライン化により、主要教科ではない保健体育を一時扱わない学校がある。しかし、学校が性教育をコロナウイルス感染拡大防止による休校期間中に実施しないことは、中高生の性に対する知識を得る機会を少なくしていることに繋がる。それにより性の知識が十分でないまま

性交をし、避妊に失敗していることが休校期間中に慈恵病院への妊娠相談件数が増加した要因の1つだとも考えられる。

学校を初め教育現場は、コロナウイルス感染拡大防止という観点から外出自粛が続いていて、自宅から外出しない中高生が大半だろうと考えるのではなく、あらゆるリスクを考え、全国的女子中高生が望まぬ妊娠で母体になってしまうことを少なくするためにも学校を初めとする教育現場が性教育の重要性について、再度理解し、中高生に対して性教育をあると考える。

▷オンライン授業のカリキュラムに定期的に性教育を入れること。

▷中高生に対して性教育を学ぶ機会を学校側が提供すること。

## 2. 各自治体による性に関する情報及、性に関しての不安を抱えている人へ対応

性教育の機会を教育現場に丸投げするのではなく、自治体も性教育・性に関する情報を発信していくことが必要だと考える。既に、これらの活動を行っている自治体は存在しているが、一般社団法人全国妊娠SOSネットワークによると、妊娠SOS相談窓口の設置が自治体間によって格差があるとの情報が出る。また、対応時間も24時間対応、曜日に限られる、予約制など差が見られているため全国の自治体で統一した対応をお願いしたい。各自治体が性教育・性に関する情報を活発に発信していくことで、妊娠等の性に関する事で不安を持つ人が、性に関する情報を得る機会が増えるため、望まぬ妊娠を未然に防ぐことができる。また、避妊薬の1つであるアフターピルの入手方法が分からない、値段が高いといった若者の声もある。このことを踏まえると各自治体があふターピルの入手方法をアピールするポスターなどを公立中学・高校と協力をして校内掲示をし、性に関して本当に悩んでいる人が情報を得る機会を自治体が提供する必要がある。将来的にはアフターピルをOTC化(ドラッグストアで買うことのできる薬品)にすることを目指しアクセスの改善に努めていただきたい。

▷地方自治体が中高生にとって必要な性の情報を入手できるシステムを導入すること。

▷妊娠相談SOS窓口の設置と、その対応を全国で統一化すること。

▷アフターピルの入手方法を中高生でも理解出来るポスター等を作成する。

▷アフターピルの値段を出来るだけ安価にする。

▷アフターピルのOTC化を目指す。

## 3. 未成年に対する性暴力への対策

近年、教育現場においての性暴力が発生している。未成年者に対する性暴力は心身ともにすぐに治癒出来るものではない。これを踏まえ、日本若者協議会ジェンダー政策委員会は性暴力に対する厳罰化を訴えるとともにオーストラリアで教職に就く者の所持が義務付けられている「ブルーカード」の導入を提案する。ブルーカードは18歳未満の人間に携わる職柄に就いている者が必ず所持をしなければならないカードで、過去に性的な事件を起こした者には発行されない。つまり、性的な事件を一度でも起こした者が、再度、子供に携わる職業に付けないということだ。これを日本でも導入すること

により教育現場での性暴力を減少させることができ、教育関係者による性犯罪の抑止効果をも発揮できるものだと考えている。

また、性犯罪を起こした加害者の再犯率を減少させるためにも加害者に対する更生プログラムの実施をお願いしたい。性犯罪の加害者を刑期満了で出所させたとしても、性に対する考え方が根本的に変化していないのなら新たな性犯罪の被害者を産んでしまう可能性がある。これは必ず防がなければならない。これらのことを踏まえ以下の政策が必要だと考える。

- ▷性犯罪に対する刑罰の厳格化。
- ▷18歳未満の人間に関わる教育関係者のブルーカード所持の義務化。
- ▷性犯罪の被害者を減少させるため、性加害者のための更生プログラム実施。
- ▷性犯罪による被害者へのアフターケアの充実。